



produced by **MEDIPLAT**

2023年9月

衛生講話資料

# 健康診断の実務②

事後措置と結果報告書の提出

株式会社Mediplatの許可無く  
対外的に参照・配布することを禁じます

Copyright(C) ALL RIGHTS RESERVED, Mediplat, Inc. CONFIDENTIAL

① 実施計画を立てる



② 実施する（社内実施or健診機関などを受診）



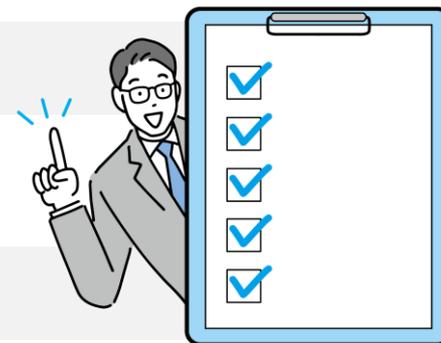
③ 結果を通知or回収



④ 事後措置（医師からの意見聴取）



⑤ 労働基準監督署への報告書提出



## 1. 事後措置について

1. 「受診勧奨」と「就業判定」の違い
2. 受診勧奨・就業判定の基準
3. 就業制限の事例

## 2. 結果報告書について

1. 報告書の書き方

健康診断の全体の流れ  
受診項目などは  
前月の資料で扱っています



## ④ 医師からの意見聴取・事後措置

### ■ 医師からの意見聴取（就業判定）

健康診断が行われた日から、**3ヶ月以内**に行う必要があります。  
産業医がいる事業場では、産業医がこれを担います。（受診勧奨とは別）

#### 【内容】

通常就労：就労にあたって問題がない場合

就業制限：勤務時間や形態・職務内容の変更などが必要な場合

要休業：すぐに休ませる必要がある場合

### ■ 事後措置

医師の意見と、従業員の実情を踏まえて**適切な措置**を行います

#### 【内容】

- ・ 本人の作業内容・作業時間などの調整
- ・ 原因となっている職場環境の改善



細かい運用などは次回解説します

# 「受診勧奨」と「就業判定」の違い

受診勧奨		就業判定
治療・生活改善が必要か	何を見ている？	就業上の配慮・制限が必要か
健診担当医師	誰が判定？	産業医 (選任前の場合健診担当医師など)
治療・生活改善が必要な数値・病気か	基準	仕事をする中で 病気が悪化するか or 病気により 業務上のリスクがあるか
正常所見・軽度異常 要生活改善・要保健指導 要精密検査・要治療 など	判定項目	通常就労 就労制限 要休業（就労不可） など

見ているポイントが違う！

# 受診勧奨の参考ライン（一部）

項目	A 正常	B 軽度異常	C 要再検査 ・生活改善	D 要精密検査 ・治療
BMI(kg/m <sup>2</sup> )	18.5～24.9		～18.4/25.0～	
腹囲(cm)	男84.9以下 女89.9以下		85.0以上 90.0以上	
血圧(mmHg)	129以下 and 84以下	130～139 or 85～89	140～159 or 90～99	160以上 or 100以上
Hb(g/dL)	男13.1～16.3 女12.1～14.5	16.4～18.0 14.6～16.0	12.1～13.0 11.1～12.0	12.0以下/18.0以上 11.0以下/16.0以上
ALT(U/L)	30以下	31～35	36～50	51以上
LDL-C(mg/dL)	60～119	120～139	140～179	180以上/59以下
中性脂肪(mg/dL)	30～149	150～299	300～499	500以上/29以下
空腹時血糖(mg/dL)	99以下	100～109	110～125	126以上
HbA1c(%)	5.5%以下	5.6～5.9	6.0～6.4	6.5以上

※血糖とHbA1cは複合的に判定

## 一定のラインに従って判定

# 就業制限の参考ライン

項目	A 正常 (参考)	D 要精密検査・治療 (参考)	就業制限検討ライン
BMI(kg/m <sup>2</sup> )	18.5～24.9		-
腹囲(cm)	男84.9以下 女89.9以下		-
血圧(mmHg)	129以下 and 84以下	160以上 or 100以上	<b>180以上 or 110以上</b>
Hb(g/dL)	男13.1～16.3 女12.1～14.5	12.0以下/18.0以上 11.0以下/16.0以上	<b>8以下</b>
ALT(U/L)	30以下	51以上	<b>200以上</b>
LDL-C(mg/dL)	60～119	180以上/59以下	-
中性脂肪(mg/dL)	30～149	500以上/29以下	-
空腹時血糖(mg/dL)	99以下	126以上	<b>200以上</b>
HbA1c(%)	5.5%以下	6.5以上	<b>10以上</b>

## 各労働者の職種・勤務状況でも変わりうる

厚生科研報告書「健康診断の有所見者に対して、健康管理を行う事を目的とした、産業医による就業上の意見に関する実態調査、およびコンセンサス調査」より抜粋

## 何が異なる？

### ■ 例① 就業制限までは必ずしも必要ない場合

- ・ 50代男性、**オフィス業務の管理職**（車の運転や危険作業はない）
- ・ 残業時間は月20時間程度、**深夜勤務なし**
- ・ 健康診断で血圧190/110mmHg



- ・ すぐに受診は必要（受診勧奨：要治療・精密検査）
- ・ **すぐの就業制限は必ずしも必要ない**
  - ・ 血圧による業務遂行上のリスクは高くない
  - ・ 勤務で血圧が悪化するリスクも高くない



「治療」は必要

でも「労働を制限」する必要があるか？

（※忙しくて日中受診できない、などでは配慮が必要）

# 何が異なる？

## ■ 例② 就業制限が必要な場合

- ・ 50代男性、**トラックドライバー**（車の運転・積み込み作業などあり）
- ・ **深夜も運転**することがある
- ・ 健康診断で血圧190/110mmHg



- ・ すぐに受診は必要（受診勧奨：要治療・精密検査）
- ・ すぐの就業制限も検討すべき
  - ・ 脳卒中・心筋梗塞などの「突然起きる病気」のリスクが高い
  - ・ 運転中に起こせば「**業務中の事故**」になる
  - ・ 深夜の運転は「**悪化させるリスク**」になる



「労働を続ける」こともリスクが高い  
＝ 「就業制限」を行う！

# ⑤ 報告書の提出・結果の保管

## ■ 50名を超えると提出が義務に

- ・ 事業所ごとに提出（全社一括ではない）
- ・ 実施後**1ヶ月以内**に提出  
 まとめて出す場合は、大体半年以内を目安に
- ・ 年度末(3月)は提出期限がある場合も  
 所轄労働基準監督署の運用を確認

## ■ 有所見人数などの記載が必要

- ・ 普段から各項目について集計を

## ■ 健診結果は5年間保存

- ・ 個人結果 + 医師の意見を保存

令和4年10月に書式が変わり、  
産業医などの印鑑が不要になりました

様式第6号(第52条関係)(表面)

### 定期健康診断結果報告書

803111		労働 保険 番号				
対象年	7:平成 9:令和	（月～月分）（報告回数）	健診年月日	7:平成 9:令和		
事業の 種類	事業場の 名称					
事業場の 所在地	郵便番号（ ）		電話（ ）			
健康診断実施 機関の名称	在籍労働者数		折り返し記入する			
健康診断実施 機関の所在地	受診労働者数		折り返し記入する			
(※) 労働安全衛生法第51条第1項第2号に掲げる業務に従事する労働者数(折り返し記入する)						
〇〇〇〇人 〇〇〇〇人 〇〇〇〇人 〇〇〇〇人 〇〇〇〇人 〇〇〇〇人 〇〇〇〇人 〇〇〇〇人 〇〇〇〇人 〇〇〇〇人 〇〇〇〇人 〇〇〇〇人 〇〇〇〇人 〇〇〇〇人 〇〇〇〇人						
				計	〇〇〇〇人	
健康 診 断 項 目	聴力検査(オー ジオメーターに よる検査) (1000Hz)	実施者数	有所見者数	肝機能検査	実施者数	有所見者数
	聴力検査(オー ジオメーターに よる検査) (4000Hz)			血中脂質 検査		
	聴力検査 (その他の方法に よる検査)			血糖検査		
	胸部エックス 線検査			尿検査 (糖)		
	尿検査 (蛋白)			尿検査 (蛋白)		
	血 圧			心電図検査		
	貧血検査					
所見のあつ た者の人数	〇〇〇〇	医師の 指示人数	〇〇〇〇			
産 業 医	氏 名 所属機関の 名称及び所在地					

年 月 日  
 事業者職氏名  
 労働基準監督署長殿





# 報告書の書き方②

健康診断項目	実施者数		有所見者数		実施者数		有所見者数		
	□□□□□	△	□□□□□	△	□□□□□	△	□□□□□	△	
聴力検査 (オージオメーターによる検査) (1000Hz)	□□□□□	△	□□□□□	△	肝機能検査	□□□□□	△	□□□□□	△
聴力検査 (オージオメーターによる検査) (4000Hz)	□□□□□	△	□□□□□	△	血中脂質検査	□□□□□	△	□□□□□	△
聴力検査 (その他の方法による検査)	□	△	□	△	尿検査 (糖)	□□□□□	△	□□□□□	△
胸部エックス線検査	□	△	□	△	尿検査 (蛋白)	□□□□□	△	□□□□□	△
喀痰検査	□□□□□	△	□□□□□	△	心電図検査	□□□□□	△	□□□□□	△
血圧	□□□□□	△	□□□□□	△					
貧血検査	□□□□□	△	□□□□□	△					
所見のあった者の人数	□□□□□	△	医師の指示人数	□□□□□					

**実施者数 = 検査を受けた総数**

**有所見者数・所見のあった者の人数 = 正常所見以外の人数**

**医師の指示人数 = 健診医師の指示があった人数**

- <参考：どこから含まれるのか？>
- ・統一の基準はない
  - ・B(軽度異常)は入れない場合も多い
  - ・C(要再検査・生活改善)、D(要精密検査・治療)はほとんどが入れている
  - ・E(治療中)は意見が分かれる

- <参考：どこから含まれるのか？>
- ・統一の基準はない
  - ・B(軽度異常)は入れない
  - ・C(要再検査・生活改善)は議論が分かれる
  - ・D(要精密検査・治療)は入れる
  - ・E(治療中)も治療継続なので入れる

**集計時に基準を決めておく和良好的**  
(絶対的なものがない)



## ■ 日本人間ドック学会「2023年度 判定区分表」

健診判定や受診勧奨の基本となる基準値になります

## ■ 医師のための就業判定支援Navi

産業医科大学が作成した、「どのような時に就業制限を行うか」と、その事例を示したページです

## ■ 就業判定の参考基準

厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業） 分担研究報告書  
「健康診断の有所見者に対して、健康管理を行う事を目的とした、産業医による就業上の意見に関する実態調査、およびコンセンサス調査」  
→企業の安全配慮義務として対処が必要なラインの参考になります